

阪神淡路大震災に係るアスベスト対策について

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災では、倒壊・損壊した建物の解体撤去に伴い、アスベストが飛散することが懸念された。このため神戸市では、平成7年2月に解体に係る建築業者(約1,400社)に対し、アスベスト対策の徹底について通知するとともに、平成7年5月には「震災に伴う家屋解体・撤去工事におけるアスベスト粉じん対策指導指針」を策定し、アスベストの飛散防止措置の徹底を図った。

また、環境中のアスベスト濃度の実態を把握するため、環境庁(当時)と連携し、一般環境の測定を実施するとともに、発生源調査としてアスベスト使用建築物の解体現場周辺において測定を実施した。

1. 環境調査結果

(1) 一般環境調査

平成7年2月から10月にかけて、一般環境のアスベスト濃度の測定を、7地点で行った。

単位：本/リットル

	H7.2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
東灘区役所	1.2	1.2	1.1	0.6	0.3	0.7	0.5	0.5	0.3
灘保健所	1.4	2.0	1.4	0.7	0.7	0.7	0.5	0.6	0.3
中央区役所	4.9	2.1	2.0	0.9	1.1	0.9	0.8	0.7	0.7
環境保健研究所	0.6	1.2	0.7	0.6	1.7	0.6	0.7	0.7	0.6
兵庫区役所	1.7	0.6	0.9	1.2	1.2	0.7	0.5	0.6	0.5
長田区役所	1.5	0.8	1.5	0.8	1.6	0.3	0.3	0.7	0.5
須磨区役所	0.2	0.7	0.7	1.0	1.1	0.8	0.5	0.6	0.5

(2) 建築物解体現場周辺調査

平成7年3月から10月にかけて、解体現場周辺のアスベスト濃度の測定を42ヶ所で行った。

その結果、1ヶ所で大気汚染防止法の工場敷地境界の基準値である10本/リットルを超過した(新長田駅北側; 19.9本/リットル)。

その他の地点は基準値を下回っていた。

2. 震災による大気中のアスベストの影響について

震災後の一時期、一般環境中のアスベスト濃度は比較的高いレベルにあったが、10本/リットルの基準値と比較して数分の一程度であり、また、半年後にはこの基準値の十分の一以下にまで低下していた。解体現場で基準値を超える状況は、ごく一部であり、期間も限定されていたと推測される。これらのことから、一般市民への震災によるアスベストの影響は基本的に小さいと考えている。

大気汚染防止法の工場敷地境界の基準値：大気汚染防止法に「特定粉じん(石綿を含む)発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準」が定められており、石綿(アスベスト)については、「1リットルにつき10本」とされている。一般環境や解体現場についての基準は定められていないため、ここではこの基準を一般環境及び解体現場のアスベスト濃度の程度を知る目安として用いた。